



島根県報

平成22年6月18日（金）

第2,197号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	（雇 用 政 策 課）	2
訓練手当支給規則の一部を改正する規則	（ ” ）	2
島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	（建 築 住 宅 課）	3

【告 示】

解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定の解除	（ ” ）	3
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	3

【特定調達公告】

学校図書館活用教育図書を購入に係る一般競争入札の実施	（図 書 館）	4
----------------------------	---------	---

【正 誤】

平成21年12月4日付け島根県報号外第211号中	（道 路 維 持 課）	6
--------------------------	-------------	---

公布された条例等のあらまし

◇職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 規則の概要

- (1) 雇用対策法施行規則の一部改正に伴う規定の整理（第2条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇訓練手当支給規則の一部を改正する規則（規則第52号）

1 規則の概要

雇用対策法施行規則の一部改正に伴う規定の整理（第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第53号）

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成22年8月1日とすることとした。

規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第51号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則（昭和42年島根県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「5年」を「10年」に改め、同条第13号中「第4条第1項」の次に「又は国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和52年労働省令第30号）第3条の2」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第52号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和42年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号中「5年」を「10年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年6月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第53号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成22年島根県条例第16号）の施行期日は、平成22年8月1日とする。

告 示

島根県告示第414号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年6月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1134-5、ロ107-6、ロ107-7、ロ108-8、ロ108-9
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第415号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年6月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
雲南市掛合町波多2192-23、飯石郡飯南町獅子507-3、508-7から508-9まで、509-5から509-7まで、513-16から513-18まで、513-22から513-27まで、514-5、514-6、516（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁並びに雲南市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第416号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年6月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市島根町野波3618 小野清文
" 野井269 村上 俊
" 加賀75-1 品川定弘

(2) 加入区

島根町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成22年6月18日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達案件

学校図書館活用教育図書（基本パッケージ）12箇所分 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による

(3) 契約期間

契約締結の日から平成23年3月31日まで

(4) 納入期限

平成23年3月31日

(5) 納入場所

島根県内とし、入札説明書のとおりとする。

2 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、図書に記載された本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する仕様書に定める装備費込みの図書販売価格（消費税及び地方消費税等を除く。）の割合（百分率及び整数で表示するものとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない

者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目が大分類「6 図書・教材費」、中分類「(1) 書籍」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-0873 島根県松江市内中原町52 島根県立図書館 総務グループ
電話 (0852) 22-5725 ファクシミリ (0852) 22-5728

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成22年6月18日（金）から平成22年7月16日（金）までの間（7月5日及び12日を除く。）、(1)の場所で交付する。交付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成22年7月16日（金）午後5時15分

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

平成22年7月29日（木）午前11時

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、平成22年7月29日（木）午前10時必着とする。

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

6 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成22年7月29日（木）午前11時

(2) 場所

島根県立図書館1階集会室

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった納入資料予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約者が見積もった納入資料予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 郵便入札

郵便により入札書の提出を行う場合は、一般競争入札の参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成22年7月29日（水）午前10時まで（必着）に5の(1)の場所に書留郵便により郵送すること。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Educational books for use at school libraries from 12 public libraries

(2) Contract Period :

From contract starting date until 31th March 2011

(3) Delivery Period :

By 11 am, 29th July 2010

(4) Information Regarding Tender :

Shimane Prefectural Library—General Affairs Group

52 Uchinakabara-cho, Matsue-shi, Shimane-Ken, 690-0873, JAPAN

TEL : (0852) 22-5725 FAX : (0852) 22-5728

正

誤

平成21年12月4日付け島根県報号外第211号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第 813号の表中	13.00～ 55.00	15.00～ 55.00